



事務連絡  
令和2年3月24日

各都道府県衛生主管部（局） 御中  
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課

覚醒剤原料の取扱いに係る質疑応答について

令和元年12月4日に公布された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第63号。以下「改正法」という。）のうち、第4条の改正規定による覚せい剤取締法の一部改正が、本年4月1日に施行されます。またこれに関連した「覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第15号）が本年2月13日に公布されました。

今般、別添「覚醒剤原料の取扱いに係る質疑応答」を作成しましたので、医療現場等における覚醒剤原料の監視、指導を行う際に活用いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

